

NAGASHIN

DISCLOSURE 2026

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

長浜信用金庫ディスクロージャー
[令和7年4月1日～令和8年3月31日]



ごあいさつ

平素より、皆さま方には、私ども長浜信用金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

ここに、令和7年度の事業内容や業績等をまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE2026」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めて頂ければ幸甚に存じます。

当期は、「ながしん『未来を拓く変革への挑戦』3か年計画」～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～の中心年度として、当地における当金庫の存在意義の高揚と、持続可能なビジネスモデルの構築を目指し、あるべき姿の実現を目指す3か年計画の推進に全役職員が一丸となって努めてまいりました。

昨年の国内経済は、「緩やかな成長」「賃上げの定着」「金利の正常化」「外部リスクの高まり」が注目される状況でありました。令和7年の実質GDP成長率の動向や、5%台前後の賃上げが継続している状況を踏まえ、基調的な物価上昇率は緩やかに上向くものと考えられます。また、日本銀行は政策金利を引き上げ、10年国債の利回りは、令和8年1月に2.35%を突破する等、金利環境は著しく変動しました。一方で、外部リスクとして、米国の高関税政策や台湾・中東等の地政学リスクに加え、サイバー攻撃の脅威も無視できない情勢にあります。

こうした中、当金庫ではお客さまの資金繰り支援と、ますます多様化する経営課題の解決に向けて、寄り添いを深める支援や問題解決にかかる提案に積極的に取り組んでまいりました。

当期末の預金残高は3,899億円と対前期比0.54%、貸出金残高は1,477億円と対前期比0.42%各々減少しましたが、期中平均残高は預金、貸出金ともに増加いたしました。

収益面では、日本銀行の政策金利引上げに伴い、貸出金利息や預け金利息が増加する一方で、支払利息の増加に加え、過去類を見ないほどの急激な国内金利の上昇により、国債等の有価証券評価損の処理に多額の費用を計上することとなりました。その結果、当期の決算では損失を計上することとなり、謹んでお詫び申し上げます。なお、これまで積み重ねてきた十分な自己資本により、当金庫の安全性・健全性が損なわれることはございませんので、引き続き変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

今後とも、地域金融機関としての使命を果たすべく、地域経済の活性化やお客さまの課題解決に資する金融サービスの提供に努めてまいります。

何卒、この上とも倍旧のご支援とご愛顧を賜りますよう切にお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和8年6月

理事長 池野 弘和

基本理念

地域金融の担い手として与えられた社会的使命と役割に誇りを持ち、地域と地域の人々との共感と信頼を大切に、健全経営のもと活力ある長浜信用金庫を目指す。

経営理念

1. 経営基盤と経営体質の強化をはかり、常に健全経営に徹し地域金融機関としての信用を昂める。
1. 財産形成の支援と円滑なる融資を通じて、地域と地域の人々の繁栄に寄与する。
1. 職員の資質向上をはかるとともに、職員および家族の繁栄に努める。

3か年経営計画

『ながしん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画』

～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的发展を目指して～
(令和6年度～令和8年度)

基本方針

長浜信用金庫のすべきことは、「お取引先・地域・ながしん」が一体感の持てる存在感のあるコミュニティバンクを目指して、金融・非金融分野において、広く支援が必要な人を支え、課題解決に貢献し、その人達を幸せにすることである。

100周年のさらに先を見据えて、お客さまに寄り添い、よく知るために知恵を絞り、汗を流して、職員ひとりひとりが切磋琢磨し、お客さまに感謝される一番身近な金庫となることが当金庫の目指す姿である。

6つの重点戦略と具体策

1. 事業者のお客さまへの取組み

- ・ 伴走支援の強化
- ・ 事業性評価の深化
- ・ 支援機関との連携

2. 個人のお客さまへの取組み

- ・ 資産形成・運用支援
- ・ 法定(任意)後見制度の活用、代理人サービスなど高齢者サポートの拡充
- ・ 個人ローンの積極的な取組み

3. 人材(人財)育成

- ・ 育成型渉外体制
- ・ 職員の課題解決力・対話力向上のための取組み

4. 組織の改革

- ・ 将来を見据えた店舗戦略、店舗運営
- ・ 効率的な組織運営

5. リスク管理態勢の強化

- ・ リスク管理の高度化(リスクの把握・計量化等)
- ・ サイバーセキュリティ対策の強化

6. 業界総合力の活用

- ・ 金融業務に関するデジタル戦略
- ・ 地域の枠を超えた地方創生の推進

CONTENTS

■〈ながしん〉と地域とのかかわり

地域密着型金融の取組み	3
-------------	---

■事業の概況について

第103期(令和7年度)事業の概況

事業方針	5
金融経済環境	5
預金	6
貸出金	6
損益	6

■地域貢献について

地域活性化への取組み

地域密着型金融の取組み	7
-------------	---

■財務の健全性について

自己資本の状況	9
不良債権の状況	10
リスク管理の徹底	11～12

■業務の適切性について

総代会制度	13～14
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	15
当金庫の概要	16
店舗のご案内	17～18

当金庫のディスクロージャー誌(資料編)のご案内

ディスクロージャー誌のうち、詳細な計数資料等につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。



<https://www.nagashin.co.jp/about/doc/disclosure-2026-03/disclosure-2026-03-shiryo.pdf>

〈ながしん〉と地域とのかかわり

地域社会との強い絆を大切にし、持続的発展が可能な地域社会づくりに取り組んでいます。

※令和8年3月31日現在

地域の
お客さま
会員の皆さま
(会員数11,606人)

出資金 786 百万円

預金積金
389,935 百万円^①

貸出金
147,757 百万円^②
(預貸率^{②/①} 37.89%)

お取引先への支援等
文化的・社会的貢献活動



常勤役職員 199人
店舗数 16店舗
店外ATM 8台

令和7年度決算に関する事項
業務純益 △11,665百万円
経常利益 △11,523百万円
当期純利益 △13,188百万円
自己資本比率 12.73%

債券市場
株式市場
信託中金 等

有価証券や
預け金による
運用も行っ
ています。

有価証券
158,434百万円
預け金
108,895百万円



コーポレートシンボル

3つの楕円は、左側から「地域・金庫・未来」を表し、地域と金庫の2つの楕円で人をイメージしたものに、未来の楕円をあわせて、NAGASHINの頭文字のNをシンボライズしています。

デザインは、楕円の緩やかな組み合わせにより「やさしさと親しみやすさ」を、色調にはブルー系を用いることで「さわやかさと信頼感」、「琵琶湖の水とすんだ青空」を表現しています。

さらに、Nのデザインの中央にある白抜きは、当金庫のスローガンである「未来にいい風」を表現し、地域や地域の人々の未来に向かって吹くフォローの風でありたいとする、当金庫の思いを表現しています。

当金庫は、湖北地方とよばれる長浜市・米原市を主な営業基盤として、地元の中小・零細企業者や住民の皆さまが会員（ご出資者）となっており、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

したがって、創業以来この信用金庫の基本理念のもと、地元のお客さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資し、地域発展のための金融円滑化に努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた、地域社会との強い絆、ネットワークは当金庫にとって最も大切な財産と考えております。

今後とも、金融サービスの提供はもとより、地域社会における福祉・教育・文化・環境といった各分野におきましても、引き続き貢献できるよう努力してまいります。

地域密着型金融の取組み

基本的な取組方針

地域密着型金融は、当金庫が協同組織金融機関としての使命を果たすべき業務活動の根幹であることから、「3か年経営計画」において取り組むべき重点課題を明示し、具体的な施策については毎年度「事業計画」を策定し、PDCA管理のもと推進を図っています。

令和7年度の取組状況

当金庫3か年経営計画『ながしん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画』～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～（令和6年度～令和8年度）の中心年度として、重点課題である「事業者のお客さまへの取組み」「個人のお客さまへの取組み」「人材（人財）育成」「組織の改革」「リスク管理態勢の強化」「業界総合力の活用」の着実な進展に取組み、お取引先をはじめ地域の皆さまとの更なる連携強化を図りながら、地域の活性化、持続的発展への寄与に努めました。

第103期(令和7年度)事業の概況(令和8年3月31日現在)

企業理念・事業計画に基づき着実に経営活動を営んでいます。

事業方針

第103期は、新3か年計画「ながしん『未来を拓く変革への挑戦』3か年計画」～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～の中心年度として、当地における当金庫の存在意義の高揚と、持続可能なビジネスモデルの構築を目指し、あるべき姿を意図する3か年計画に取り組みました。

本年の重点施策としては、金利優遇定期預金を中心とした地域にとって魅力のある金融商品の提案により、金庫経営の基盤である預金の獲得に取り組みました。また伴走支援の強化による課題解決型金融を徹底しました。体制整備面では、内部事務の徹底した効率化・合理化により、お客様との対話時間の充実化を図りました。これらの施策により「取引先・地域・ながしん」の一体感を大切に、存在感のあるコミュニティバンクを目指し、協同組織金融機関の本質を追求してきたところです。

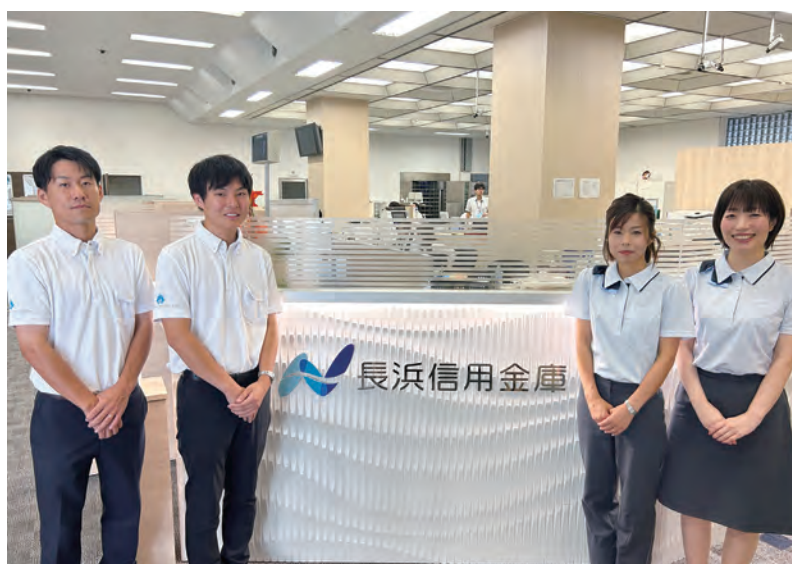
金融経済環境

日本国経済は、「緩やかな成長」「賃上げの定着」「金利の正常化」「外部リスクの高まり」が注目される状況にありました。令和7年実質GDP成長率の状況や、5%台前後の賃上げが続く見通しにより、基調的な物価上昇率は緩やかに上向く見通しであります。

金融面では、日本銀行による政策金利の引き上げ等、金利環境は著しく変動しました。また、外部リスクとして、米国の高関税政策や台湾・中東等の地政学リスクに加え、サイバー攻撃の脅威も無視できない情勢にあります。

一方、中小零細企業を取り巻く経営環境は、人手不足・物価高・金利上昇・生活防衛層と高付加価値志向層の二極化という、複数の構造変化が同時に進行しており、経営手腕の難易度が高まりつつあります。

このような情勢下、当金庫では、お客さまの資金繰り支援とますます多様化する経営課題の解決に向けて、寄り添いを深める支援や問題解決金融に係る提案に積極的に取り組んでまいりました。



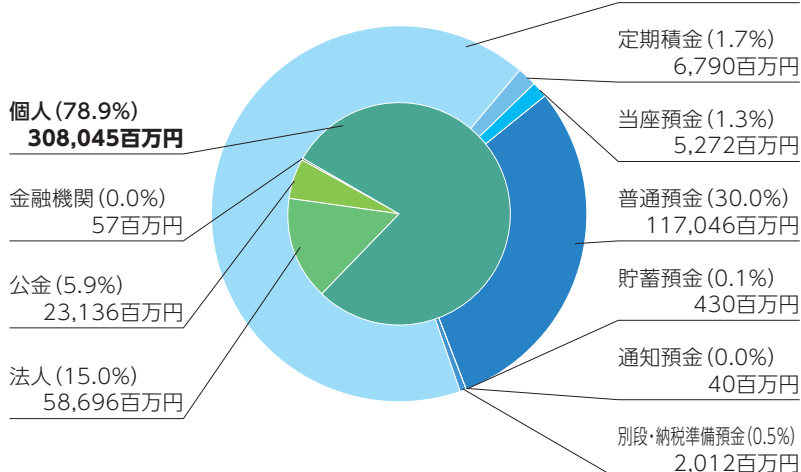
預 金

期末残高 **389,935百万円**
(前期比 2,148百万円、0.54%減少)

金利優遇定期預金を中心に個人向け取引を推進しましたが、公金預金の減少により、結果として期末残高は、389,935百万円と対前期比 2,148百万円、0.54%減少しましたが、期中平均残高は、397,756百万円と対前期比1,003百万円、0.25%増加いたしました。

【預金的人格別・科目別残高内訳】

(令和8年3月31日現在)



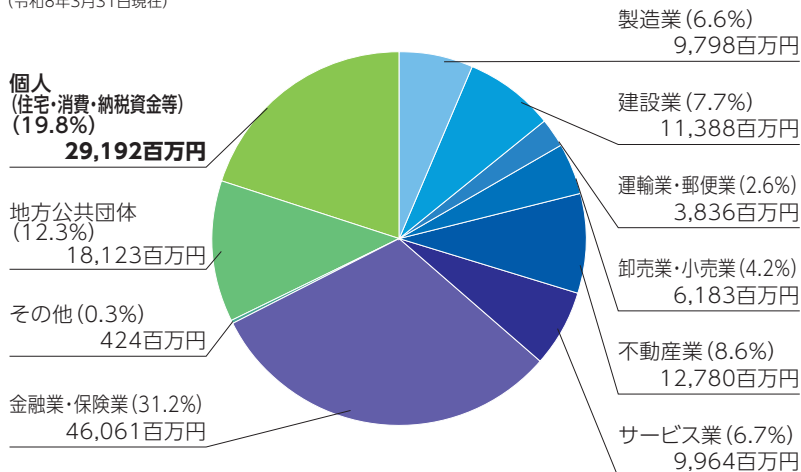
貸 出 金

期末残高 **147,757百万円**
(前期比 686百万円、0.46%減少)

資金繰り支援や日本政策金融公庫とのCLO融資などの事業性融資に加え、消費者ローンおよび地方公共団向け融資により増加を図りましたが、結果として期末残高は、147,757百万円と対前期比686百万円、0.46%減少いたしました。一方、期中平均残高は、147,007百万円と対前期比979百万円、0.67%増加いたしました。

【貸出金の業種別残高内訳】

(令和8年3月31日現在)



損 益

当期純利益 **△13,188百万円** (前期比 △14,034百万円減益)

日銀の政策金利引上げに伴い、国内金利は過去類を見ないほどの急激な上昇となり、さらにイラン戦争の不確実性も加わり、市況は大荒れの状況となりました。

こうした中、貸出金利息と預け金利息が増加したものの、支払預金利息は2倍に増加、国債等債券償却においては多額の計上となりました。

結果として経常収益は7,832百万円、対前期比464百万円と6.29%の増加となりました。一方、経常費用においては、19,355百万円、対前期比13,079百万円と208.37%の増加となりました。その結果として、経常利益は△11,523百万円と対前期比△12,615百万円、また当期純利益も△13,188百万円、対前期比△14,034百万円と各々大幅な減益となりました。なお健全性の指標である自己資本比率は、12.73%と国内基準(4%)の3倍を上回る水準を確保しています。

地域活性化への取組み

金融サービスの提供はもとより、地域の文化的・社会的貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

地域密着型金融の取組み

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

■経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
 - ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
 - ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	390件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	37.46%
保証契約を解除した件数(注)	23件

(注)「保証契約を解除」とは根保証の期限到来前に保証を解除した場合または根保証の期限到来時に期限を延長しなかった場合をいいます。
なお、「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

■各種制度融資への取組み

県制度融資 令和7年度実績	362件	2,221百万円
長浜市制度融資 令和7年度実績	26件	133百万円

■お取引先企業に対する経営改善支援強化への取組み

営業店と本部専担部署とが連携を取りながら、お取引先の経営改善支援に取り組みました。

令和7年度経営改善支援取組先	50先
(内訳)「滋賀県中小企業活性化協議会」活用による支援先	12先
その他経営改善支援取組先	38先
定期的なモニタリング先	49先(延べ 66回実施)

2. 地域の面的再生への積極的な参画

■金融、情報、ノウハウ、人材等の支援を通じ、地方公共団体・経済団体等との連携・強化を図りながら、地域活性化に努めております。

- 「長浜市中心市街地活性化基本計画」への参画
- 「長浜市産業振興ビジョン」、「長浜ビジネスサポート協議会」への参画

地域貢献活動

地域のさまざまな行事への参加を通じて、文化・スポーツ振興の支援に取り組みました。



▲理事長杯少年野球大会



▲ママさんバレーボール大会



▲こだかみ茶茶摘み



▲振り込め詐欺防止活動



▲アートインナガハマ



▲信友会図書寄贈

自己資本の状況 (令和8年3月31日現在)

自己資本の充実を図り経営の健全性・安全性を確保しています。

出資金は、期末現在786百万円、会員数は11,606人となっています。

この出資金に剰余金処分後の諸積立金、一般貸倒引当金を加えたコア資本に係る基礎項目の額から、調整項目の額を差し引いた自己資本の額は、25,743百万円となりました。

一方、信用リスク・アセットの額にオペレーショナル・リスクを加味したリスク・アセット等の額の合計額は、202,195百万円となりました。この結果、自己資本比率は国内基準(4%)の3倍を上回る12.73%となり、経営の健全性・安全性を十分確保することができました。

これからも、事業計画の推進を通じた利益の積上げにより自己資本の充実に努めてまいります。

【自己資本の額および自己資本比率の推移】

(単位: %, 百万円)

項 目	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
自己資本比率 (国内基準4%)	17.10	18.63	20.14	19.90	12.73
自己資本の額	35,166	37,009	38,619	38,985	25,743

令和8年3月末
自己資本比率

12.73%

令和8年3月末
自己資本の額

25,743百万円

自己資本の額、リスク・アセット等の額の内訳

$$\text{自己資本比率 (12.73\%)} = \frac{\text{①自己資本の額 (ハ)} (25,743 \text{ 百万円})}{\text{②リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)} (202,195 \text{ 百万円})}$$

①自己資本の額

(単位: 百万円)

項 目	当期末
コア資本に係る基礎項目	
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,964
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当額の合計額	107
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,072
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	86
前払年金費用の額	242
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	328
自己資本	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	25,743

②リスク・アセット等の額の合計額

(単位: 百万円)

項 目	当期末
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	184,267
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	17,928
リスク・アセット等の合計額 (ニ)	202,195

自己資本比率とは?

自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標のひとつで、出資金や積立金等の自己資本を「分子」に、リスク・アセット(損失が発生する可能性のあるリスク資産)を「分母」として算出します。

現在、国内金融機関は4%以上であることが求められており、高いほど健全な財務体質であるといわれています。

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、信用リスク・アセットの額の算出にあたり標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出については標準的計測手法を採用しております。

不良債権の状況 (令和8年3月31日現在)

厳格な自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

貸出金をはじめとする債権は、金融機関の資産の中で最も大きなウェイトを占めるとともに、収益の大きな柱でもあるため、債権の状況(元本や利息が正常に支払われているかなど)は、金融機関の健全性の中でも重要なものです。

当金庫では、皆さまに安心してお取引いただくために、経営体質の強化を図るべく、厳格な自己査定基準および償却・引当基準を定め、これに基づいた適正な引当処理を行い、資産の健全性確保に万全を期しています。

金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

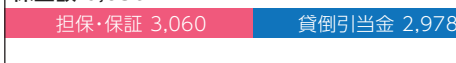


不良債権 6,361



不良債権は、担保・保証等や貸倒引当金により94.93%が保全されています。

保全額 6,038



未保全額 322

未保全額322百万円に対して、自己資本の額が25,743百万円あり、万が一への備えは万全です。

未保全額に対する自己資本の額 25,743

自己資本の額 25,743

(単位:百万円)

債権の区分	債権額 a	保全額 b	担保・補償額		未保全額 a-b	保全率 b/a
			担保・補償額	貸倒引当金		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	A 629	629	100	529	—	100.00%
危険債権	B 5,005	4,787	2,392	2,394	218	95.62%
要管理債権	C 725	622	567	55	103	85.74%
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	725	622	567	55	103	85.74%
不良債権合計(A+B+C)	D 6,361	6,038	3,060	2,978	322	94.93%
正常債権	E 141,715					
債権合計(D+E)	148,076					

財務の健全性について

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	111	107	—	111	107
個別貸倒引当金※	3,128	33	—	238	2,923
合 計	3,239	140	—	349	3,030

※その他の資産にかかる損失引当金(令和8年3月末残高7百万円)は含んでおりません。

貸出金償却の額

該当ありません。

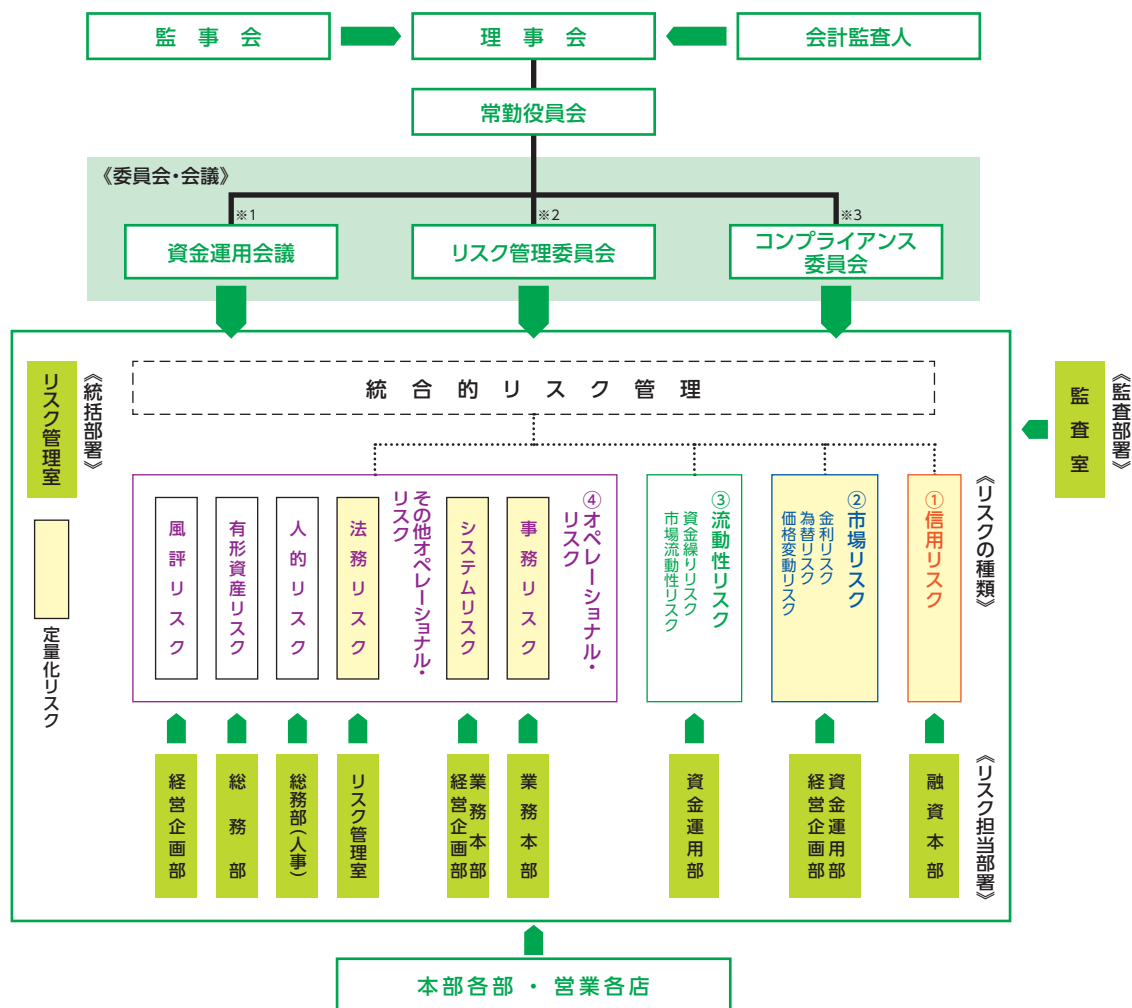
リスク管理の徹底

統合的リスク管理の充実・強化を図り、健全経営に努めています。

内包する多様なリスクを統合的に捉えたうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールにより、健全性の確保に努めています。

統合的リスク管理体制

- ①信用リスク ②市場リスク ③流動性リスク ⇒モニタリング手法等により把握のうえ、適切にコントロールしています。
④オペレーショナル・リスク ⇒リスクの所在や状況を一元的に把握し、極小化に努めています。



※1. 資金運用会議：余資運用の健全性と効率運用に資するため、定期的を開催しています。

※2. リスク管理委員会：信用リスク、市場リスク、流動性リスク等各種リスクを把握し適切にコントロールすることにより、資産・負債を統合的に管理し、資金調達・運用の適正化および収益の拡大を図ることを目的として、定期的を開催しています。

※3. コンプライアンス委員会：法令等遵守徹底のため、適正なコンプライアンス体制の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討することを目的として、定期的を開催しています。

①信用リスク

信用リスクとは、お客さまにご融資した貸出金が業況悪化等により回収不能または困難になるリスクです。

当金庫では、融資業務における金融機関の社会的責任の自覚のもと、審査部門と推進部門の独立性を保ちつつ、予め定められた決裁権限に基づき厳正な審査を行っております。さらに、貸出金などの資産の健全性をより一層確保するために、資産の自己査定や信用格付を実施して、信用リスク管理の高度化に努めています。

②市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式相場等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、保有する資産や負債の価値が変化し損失を被るリスクです。

当金庫では、資産・負債の統合的な管理（ALM）の徹底により、常にリスクの状況を把握しながらこれらの変動に適切に対応し、収益の安定化、資産・負債の健全性確保に努めています。

③流動性リスク

流動性リスクには、次の2つのリスクがあります。

ア. 資金繰りリスク

運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、損失を被るリスクです。

イ. 市場流動性リスク

市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクです。

当金庫では、健全経営に徹するとともに適正な支払準備資産を用意し、流動性リスクに対して万全を期しています。

④オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクには、次のリスクがあります。

ア. 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当金庫ではこれらの発生を未然に防ぐために各種規程やマニュアルの整備を行い、事務指導の徹底を図るとともに、事務処理の機械化、集中化ならびに内部牽制機能等の強化により事務ミスなどの防止に努めています。一方、組織上独立した監査室が定例的に監査を行うなど業務全般にわたって厳格な監査体制を構築し、事故防止のために万全の対策を講じています。

イ. システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正使用などによって損失を被るリスクです。当金庫では、主要な業務について信用金庫業界が設立した(一社)しんきん共同センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理には万全の体制で対応しています。同時に当金庫独自のシステムにより一部の業務を処理しておりますので、プログラムの開発をはじめシステム

の運用、コンピュータデータの取扱い等には規程を定め、厳重な管理を行っています。また、サイバー攻撃による情報流出やシステムの機能停止を防止するため、対応組織の設置やインシデント別の対策を定め、厳重な管理を行っています。

ウ. その他オペレーショナル・リスク

○法務リスク

お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害(監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)等を被るリスクです。当金庫では、コンプライアンス推進体制に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス(法令等遵守)の実践に取り組んでいます。

○人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失・損害等を被るリスクです。当金庫では、就業規則に基づき、職員の人権の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでいます。

○有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクです。当金庫では、不動産管理規程および災害対策マニュアルに基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じています。

○風評リスク

マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。当金庫では、風評リスクに関する管理態勢を構築し、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めています。

主要なリスクの状況(令和8年3月31日現在)

市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク量を計測のうえ、管理と月次での検証を行っています。

なお、令和8年3月31日現在の各リスク量は、市場リスク25,169百万円、信用リスク1,275百万円、オペレーショナル・リスク1,434百万円となっており、それらを合計した統合的リスク量27,878百万円となっております。

有価証券の状況(令和8年3月31日現在)

期末残高 **158,434百万円**

お客さまからお預かりしたご預金は、有価証券でも運用しています。有価証券での運用については、安全かつ効率的な運用に努めています。

総代会制度

会員の皆さまのご意見を経営に反映しています。

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

■総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

■総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
- (異議があれば申し出る)

■総代候補者選考基準

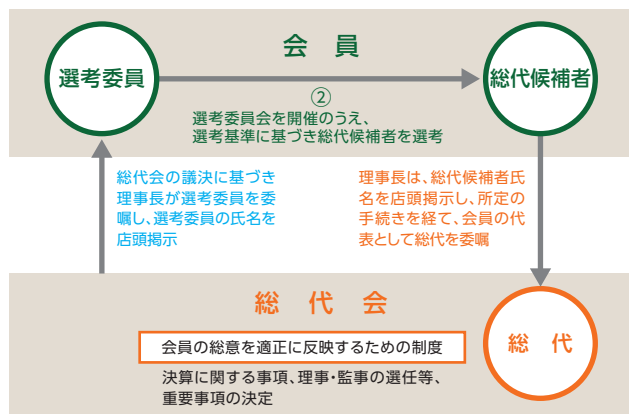
資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で就任期間が30年を超えていないこと

適格要件

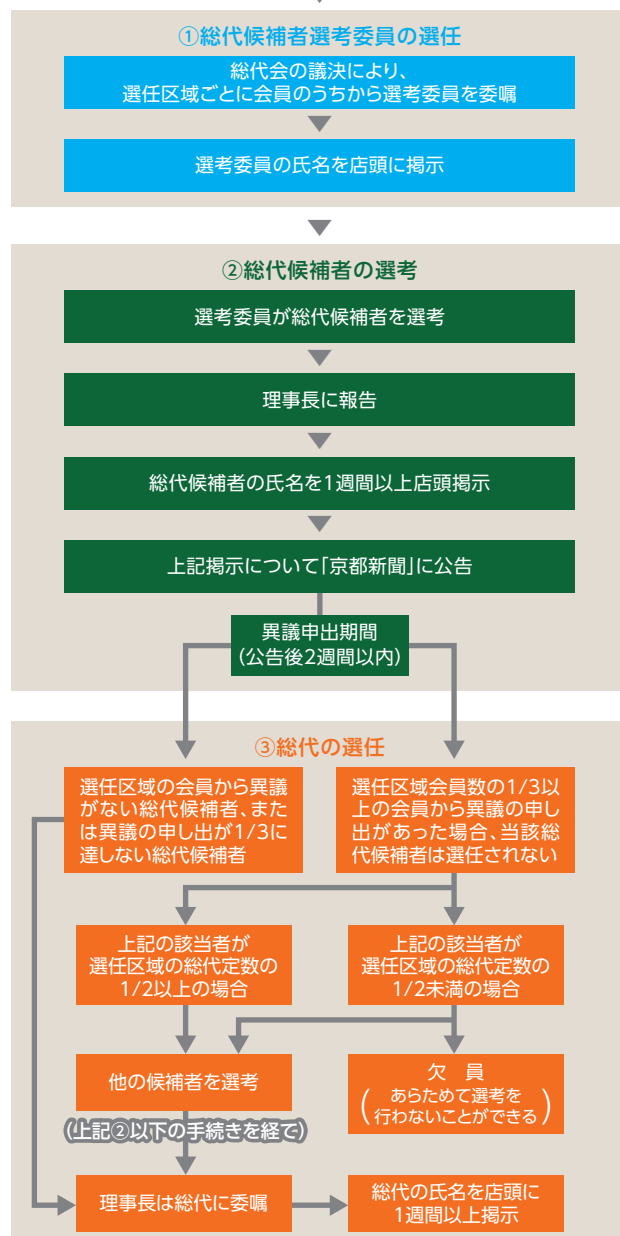
- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ・行動力があり、積極的な方
- ・人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与いただける方
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代が選任されるまでの手続き

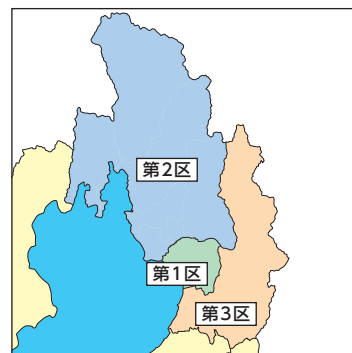
地区を3区の選任区域にわけ、各選任区域ごとに総代の定数を定める



総代の選任区域および定数 (総代数は令和8年6月19日現在)

地 区	選任区域	定 数	総代表
第1区	長浜市のうち旧長浜市の区域	47人	47人
第2区	長浜市のうち旧伊香郡および旧東浅井郡の区域	26人	26人
第3区	米原市およびその他の区域	17人	17人
計		90人	90人

※旧長浜市および旧東浅井郡は、平成18年2月の長浜市、浅井町、びわ町の合併前の行政区分



総代名簿 (令和8年6月19日現在)

(敬称略、順不同、丸数字は総代就任回数)

第1区(47名)												第2区(26名)												第3区(17名)																																																								
小林 茂樹③	原 馬 良典③	矢 野 充②	中 川 良門③	押 谷 小 助③	鈴 木 啓仁③	藤田 雅之③	武 田 武雄③	榎 本 吉浩②	中 村 浩敏③	藤 本 崇之③	高 木 弘重③	関谷 松男③	瀧 澤 清③	田 邊 喜範②	饗 場 善秀③	竹 本 直隆③	井 恒昭③	沢田 昌宏③	竹 備 富明③	小 西 和哉②	古 澤 宏之③	辻 喜八郎③	沓 水 文男③	松 井 秀則②	小 寺 一弘③	田 邊 正樹②	法 戸 繁利③	小 倉 勝彦③	茂 森 勇人③	居 林 裕樹①	田 中 正孝③	野 村 義人②	田 中 薫③	桐 山 恵行③	松 岡 義隆③	國 友 鉄平①	田 中 健之③	横 田 亨②	川 村 尚巳③	大橋 紳一郎③	森 野 弥太郎③	鈴 木 厚①	岩 根 博之③	富 田 泰伸②	世 一 辰男③	吉 田 豊③	上 羽 輝明③	鳥 居 憲治①	中 村 喜隆③	大 杉 憲輔②	田 中 敏也③	岸 本 一郎③	富 岡 誠次③	中 川 智①	山 口 巖③	青 井 一彦①	月 ヶ 瀬 義雄③	押 谷 俊憲③	村 田 寿郎③	中 田 貴士①	居 川 喜久男③	中 川 繁①	設 楽 昌克③	本 城 善男③	山 室 智司③	宮 本 武藏①	大 林 利男③	西 村 豊和③	太 中 勇一③	鹿 城 律人③	松 居 利彰③	福 永 利平③	為 永 義正③	吉 持 和昭①	渡 邊 富三郎①	渡 辺 浩之①	中 村 正行③	松 居 宏純②	中 村 彰男③	松 村 隆雄②

以上 90名

※信用金庫業界の「総代会の機能向上等に関する業界申し合わせ」に基づき、総代選任規程を一部改定し、総代の就任期間を定め、平成30年8月28日からの就任回数を表示しております。

総代各位のご年齢・ご職業等の構成 (令和8年6月19日現在)

		構 成 比
ご年齢		70代以上42%、60代27%、50代25%、40代以下6%
ご職業		法人代表者79%、個人事業主11%、個人10%
業 種 (法人代表者・個人事業主の方のみ)		卸・小売業29%、製造業21%、建設業14%、サービス業13%、運輸業6%、その他17%

第103回 通常総代会議事

令和8年6月18日開催の第103回通常総会において、下記の事項の報告ならびに次の議案が承認・可決されました。

〔報告事項〕 第103期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1. 業務報告およびその附属明細書ならびに計算関係書類に係る監事の監査結果報告の件
2. 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〔決議事項〕 第1号議案 第103期「剰余金処分案」承認の件

第2号議案 「総代候補者選考委員」の選任の件

第3号議案 定款15条に基づく会員除名の件

第4号議案 理事選任の件

第5号議案 監事選任の件

第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



▲第103回通常総代会

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めています。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスとは、「あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範に基づき誠実かつ公正な事業活動を推進する」ことをいいます。

当金庫は地域に根ざした金融機関として、地域に対する社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全かつ適切な業務運営に努めるため、法令やルールを厳格に遵守することを重要な経営課題として取り組んでおります。

今後ともお客さま本位の業務活動を推進し、大きな信用と信頼を得ることができるようコンプライアンス態勢の更なる充実に取り組んでまいります。

当金庫の基本理念・経営理念のもと、全役職員が高い倫理観と顧客本位の意識を保ち、適切な経営・業務を行っていくことが必要であり、次の5つの重点課題を掲げ、コンプライアンス・リスク管理の高度化に向けて取り組んでまいります。

【重点課題】

- (1) コンプライアンス態勢の強化
- (2) 顧客保護など管理態勢の強化
- (3) 不祥事件未然防止態勢の強化
- (4) コンプライアンス推進に関する研修等の実施
- (5) マネロン等対策の強化

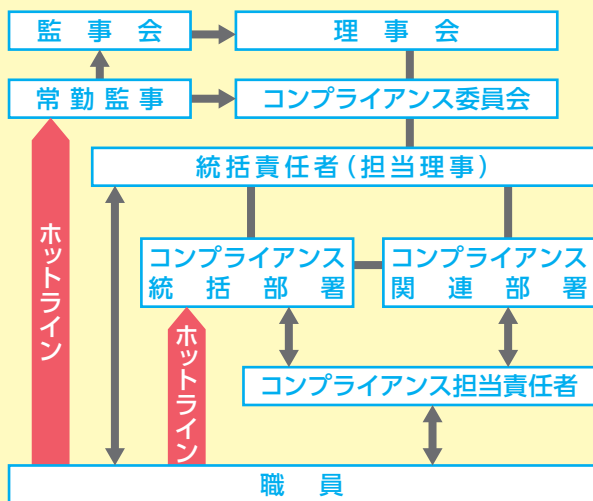
■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

【基本方針】

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

【コンプライアンス組織】



■マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(マネロン等)対策

金融庁は、平成30年2月に金融機関における実効的なマネロン等対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、当金庫では、マネロン等対策を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、適用される関係法令等を遵守し、組織として適切に対応できる管理態勢の構築・強化に取り組んでおり、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

【マネロン等管理態勢】

マネロン等の管理態勢として、リスク管理室を統括部署、コンプライアンス部門を統括する理事をマネロン等対策の責任者として定め、各営業店にマネロン防止対策責任者を配置しています。

また、関係機関(滋賀県警察本部、暴追センター、近畿財務局等)と密接に情報共有・連携を図るなどして、近年、複雑・高度化する特殊詐欺事件など金融犯罪の未然防止に取り組んでいます。

当金庫の概要

当金庫の概要 (令和8年3月31日現在)

名 称 長浜信用金庫
 所 在 地 〒526-8686
 滋賀県長浜市元浜町3番3号
 TEL. 0749-63-3321
 創 業 1923年(大正12年)10月11日
 会 員 数 11,606人
 出 資 金 7億8千6百万円
 預 金 3,899億円
 貸 出 金 1,477億円
 店 舗 数 16店舗
 役 職 員 数 199人

営業エリア (令和8年3月31日現在)

滋賀県一円

役員一覧 (令和8年6月19日現在)

理 事 長	池 野 弘 和	常 勤 監 事	寺 脇 裕 幸
専 務 理 事	藤 居 正 一	監 事(員外)	本 庄 秀 樹(※2)
専 務 理 事	田 邊 勇 次	監 事(員外)	松 岡 久 和(※2)
常 務 理 事	宮 川 恒 人		
理 事	浅 見 浩 一		
理 事	植 野 信 行		
理 事	深 瀬 康 高(※1)		
理 事	廣 田 力		

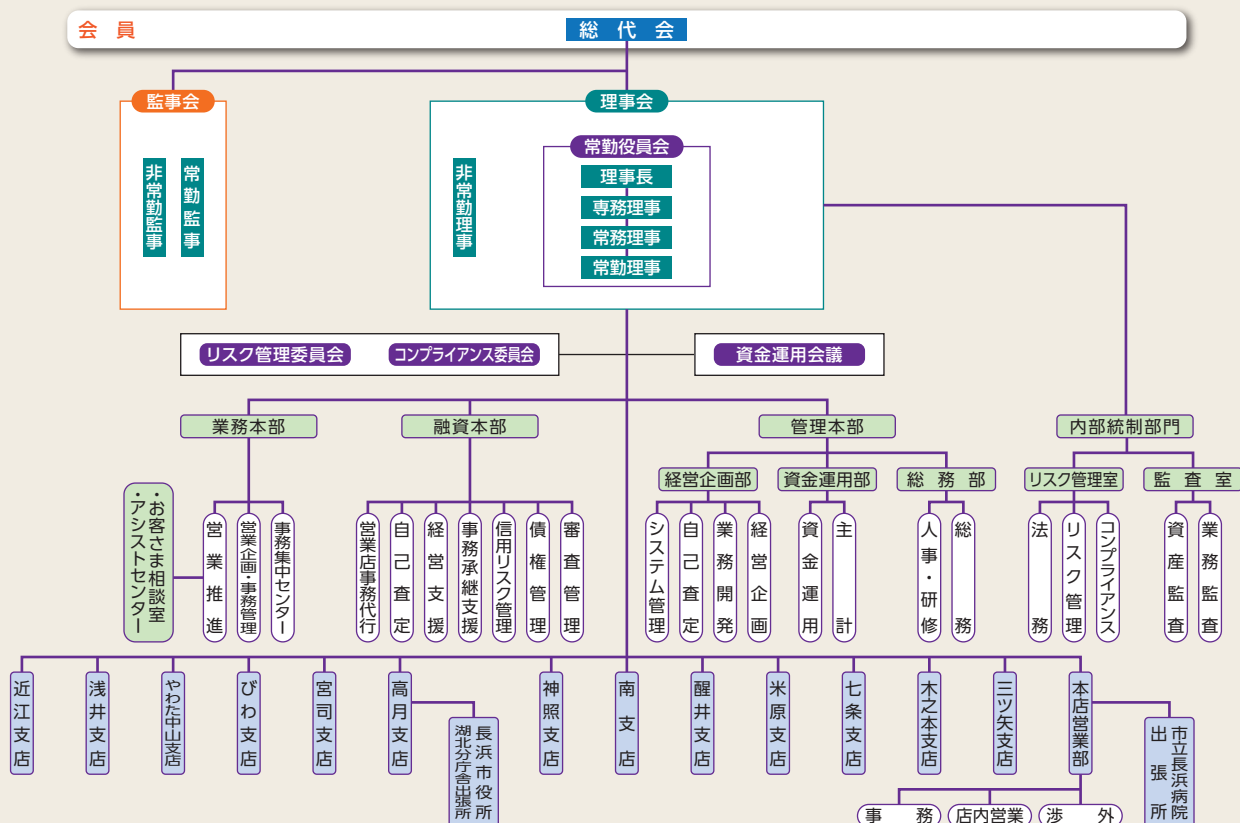
※1 理事 深瀬康高は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 本庄秀樹、松岡久和は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

主な事業の内容 (令和8年3月31日現在)

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証または手形の引受け
 - ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)
または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)
ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務
 - ⑥ 短期社債等の取得または譲渡
 - ⑦ 株式会社日本政策金融公庫等の業務の代理
 - ⑧ 信金中央金庫の業務の代理または媒介
 - ⑨ 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介
 - ⑩ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑪ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑫ 振替業
 - ⑬ 両替
 - ⑭ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑮ 金の取扱い
 - ⑯ 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

組織図 (令和8年6月19日現在)



店舗のご案内 (令和8年7月1日現在)

地域をつなぐ〈ながしん〉のネットワーク

店舗所在地

①本店 営業部 〒526-8686 長浜市元浜町3番3号 TEL(0749)63-3321	⑤南支店 〒526-0033 長浜市平方町892番地の3 TEL(0749)63-9555	⑨木之本支店 〒529-0425 長浜市木之本町木之本1557番地 TEL(0749)82-3424	⑬浅井支店 〒526-0244 長浜市内保町732番地1 TEL(0749)74-1131
②市立長浜病院出張所 〒526-0043 長浜市大茂亥町313番地 TEL(0749)65-7755	⑥神照支店 〒526-0015 長浜市神照町696番地の3 TEL(0749)63-3833	⑩高月支店 〒529-0241 長浜市高月町高月598番地 TEL(0749)85-4141	⑭米原支店 〒521-0016 米原市下多良1丁目100番地 TEL(0749)52-3131
③三ツ矢支店 〒526-0024 長浜市三ツ矢元町8番26号 TEL(0749)62-6070	⑦宮司支店 〒526-0831 長浜市宮司町913番地1 TEL(0749)64-1200	⑪高月支店 長浜市役所湖北分庁舎出張所 〒529-0341 長浜市湖北町速水2745番地 TEL(0749)78-1433	⑮醒井支店 〒521-0035 米原市醒井560番地 TEL(0749)54-1066
④七条支店 〒526-0817 長浜市七条町447番地の1 TEL(0749)62-7221	⑧やわた中山支店 〒526-0021 長浜市八幡中山町146番地 TEL(0749)65-1211	⑫びわ支店 〒526-0103 長浜市曾根町1284番地1 TEL(0749)72-2111	⑯近江支店 〒521-0062 米原市宇賀野21番地14 TEL(0749)52-8181

●営業店ATMコーナーご利用時間

店 舗 名	平 日	土 曜	日 曜・祝 日
各店舗 ①③～⑯	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
市立長浜病院出張所 ②	8:30～18:00	—	—

●店外ATMコーナー(※共同ATMコーナー)ご利用時間

	設 置 場 所	平 日	土 曜	日 曜・祝 日
長浜市	① 長浜市役所	8:00～19:00	—	—
	② フタバヤ長浜店	9:30～20:00	9:30～20:00	9:30～20:00
	③ 長浜栄市	7:00～23:00	8:00～22:00	8:00～22:00
	④ アル・プラザ長浜	10:00～21:00	10:00～21:00	10:00～21:00
	⑤ イオン長浜ショッピングセンター	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00
	⑥ きたのキャンパス	8:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	⑦ 長浜市役所余呉支所前	8:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
米原市※	⑧ 米原市役所山東庁舎	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00

※共同ATMコーナーではカードによるお引き出し、残高照会のみご利用いただけます。

●滋賀どこでもATMネット



当金庫は滋賀県内6金融機関相互のATM利用手数料を無料とするサービス「滋賀どこでもATMネット」に参加しています。この「滋賀どこでもATMネット」では、各金融機関のお客さまがお手持ちのキャッシュカード(個人の方)で6金融機関のATMをご利用される場合、平日8:45～18:00のご利用手数料が無料です。

しんきんATMゼロネットサービス



しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで入出金手数料が無料です。

●ゼロネットサービスタイム (全国共通ATMご利用手数料無料時間帯)

平 日	8:45～18:00	の入出金
土 曜	9:00～14:00	の出金

上記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。

コンビニATM



全国のローソンに設置されているローソン銀行のATMで、当金庫のキャッシュカードが平日8:45～18:00の間、手数料無料でご利用いただけます。

■時間帯別ATMご利用手数料(税込)

	0時	8時	8時45分	18時	22時	24時
お預入れ	平日	110円	無 料	110円		
お引出し	土曜日		110円			
	日曜日		110円			
	祝日		110円			

※毎週日曜日0:00～8:00の時間帯は、メンテナンスのためご利用いただけません。



しんきんの通帳なら、全国の提携しんきんATMで通帳記帳取引がご利用いただけます。

提携外のしんきんATMでは通帳記帳取引はご利用いただけません。詳しくは窓口にお問い合わせください。

DISCLOSURE 2026



ホームページ
<https://www.nagashin.co.jp>



発行／長浜信用金庫 経営企画部
〒526-8686 滋賀県長浜市元浜町3番3号
TEL.0749-65-7613
発行日／令和8年7月

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

